

導入促進基本計画（広島県安芸高田市）

1 先端設備等の導入の促進の目標

（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

広島県安芸高田市は、県北部に位置する中山間地域で、人口 28,956 人（平成 30 年 6 月 1 日現在）の街です。平成 12 年には 34,439 人であった人口も 18 年間で 5,483 人減少し、人口増減率は、平成 12 年～平成 17 年には△3.9%、平成 17 年～平成 22 年には△4.9%、平成 22 年～平成 27 年には△6.9%と、過去 15 年間に於いて、マイナスとなっております。（平成 27 年 10 月 1 日国勢調査）この傾向は、国内全体の人口減と並行して進んで行くことが予測され、市内産業における雇用の確保にも大きな影響が出ており、さらに市内の高齢化率は 38.8%となっている状況で、生産年齢人口の都市部への流出も深刻な問題となっております。

市内産業においては、従業員 4 人以上の事務所が 92 事業所あり、従業者数は 3,478 人、製造品出荷額の合計が 1021 億 1905 万円になります。（平成 29 年工業統計調査）中でも、プラスチック製品製造業・金属製品製造業・輸送用機械器具製造業は 160 億円を超える産業であり、現在の経済状況と並行して今後の成長にも大きな期待が持てます。しかし、製造業においては、景気の変動に大きな影響を受ける面も抱えており、閑散期においても安定した雇用の確保をするために、大手からの受注のみではなく、新たな製品や新技術の導入検討も 1 つの課題解消となっております。また、市内においては、他の業種においても、ゴム製品製造業・窯業・土石製品製造業・電気機械器具製造業などの産業も活躍しております。これら企業がこれから将来の産業発展につなげるためには、技術革新の導入、働き方改革に伴うライフスタイルに応じた雇用形態の導入、突発的な自然災害等に備えるための安全・安心の整備、資源を活用した新エネルギーの導入など、多様化する社会状況に対応していかなければなりません。市でも、地場産業の発展を促すための法改正や制度などでき得る支援を整えて、経済・景気の変動に応じた迅速な対応が求められております。

（2）目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の先端設備等の導入を促すことで、市内事業者の活力の原動力となるように努めます。また、積極的に中小企業へのアプローチを行い、地場産業の更なる経済発展していく事を目指します。これを実現するための目標として、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とします。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

安芸高田市の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる地域は、安芸高田市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

安芸高田市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業等多岐に渡り、多様な業種が安芸高田市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 市は、先端設備等導入計画の認定に際し、次に示す内容の計画及び該当する企業の計画は認定をしない。

① 市は、地域の雇用の安定に配慮するため、あらかじめ、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定対象としない。

② 市は、健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定対象としない。

③ 市税滞納者及び市税未申告者（国民健康保険税を含む。）が策定する先端設備等導入計画は、特段の事情がある場合を除き、認定対象としない。